

令和 8 年度 第 2 回阿賀野警察署協議会議事概要

開催日時	令和 8 年 9 月 9 日（水）午後 1 時40分から午後 2 時40分まで		
開催場所	阿賀野警察署 講堂		
出席者	委員 (定数 5 人)	加藤会長 坂井副会長 渡辺委員 (会長・副会長以下50音順)	計 3 人
	警察	半戸署長 武井次長 警務課長 五十嵐会計課長 生活安全課長 地域課長 滝寺刑事課長 駒形交通課長 警備課長	計 9 人

管内の治安情勢

署長から、令和 8 年 7 月末現在の管内の治安情勢について、資料に基づき説明があった。

前回の答申事項に対する業務推進状況

署長及び担当課長等から、前回答申した重点推進項目の取組状況について説明があった。

1 犯罪被害の予防活動の推進

- (1) シニア安全強化日（年金支給日）における特殊詐欺被害防止広報の実施
- (2) 「阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進月間」活動の実施
- (3) 水原まつりにおける防犯パトロールなどの実施
- (4) 小学校における不審者対応訓練の実施

2 交通事故防止対策の推進

- (1) シニア安全強化日（年金支給日）における広報啓発活動の実施
- (2) 「交通安全七夕大作戦イン道の駅あがの」における広報啓発活動の実施
- (3) 3 署合同体験型交通安全広報「キツネと学ぶ交通安全」の実施

諮問

署長から、当面の重点推進事項について次のとおり諮問があった。

1 犯罪被害の予防活動の推進

- (1) 特殊詐欺被害の防止対策

(2) 鍵かけなど防犯広報活動の強化

2 交通事故防止対策の推進

(1) 高齢者の事故防止対策の推進

(2) 秋の全国交通安全運動における各種取組の強化

答申

質疑の後、阿賀野警察署協議会として協議、検討した結果、諮問のとおり推進するよう答申した。

意見・要望・質疑等（○は署長等の説明）

1 諮問事項に対する意見等

(1) 空き家の敷地から伸びて道路にはみ出ている木の枝などの規制はできるか。

- 原則は、空き家の所有者が剪定等の必要な措置を講じることとなりますが、空き家の所有者が判明しない場合は、道路管理者（国、県、市）が通行の安全確保、道路の維持管理の観点から対応することとなります。

(2) 特殊詐欺被害防止の観点から、ニセ警察官の見分け方はあるか。

- 警察官がSNSで連絡したり、逮捕状を示したりすることはありません。
身に覚えのない不審な電話等があった際には、一旦電話を切って警察署や身近な人に確認するよう広報活動を継続します。

速度等取締り指針の策定

交通課長から、交通事故発生実態に合わせた速度等取締りを実施する旨の説明があり、了承した。

その他

○ 協議会の状況



○ 視察の状況

